

平成28年第11回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成28年11月11日（金）午前 9時30分

・閉会日時 平成28年11月11日（金）午後 10時45分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席委員 20名

1番 宮島 正文	2番 浦川 敬次	3番 竹本 幸哉
4番 田口 宗一	5番 白畑 義美	6番 徳永 修一
9番 宮原千代子	11番 平井 正宏	12番 阪口 修一
13番 立水 庄一	14番 小崎 良一	15番 草野 義雄
17番 塚本 壽	18番 松原 茂喜	19番 坂口恵美子
20番 村上 久廣	22番 牧 正徳	23番 岡本 辰男
24番 井川 輝征	25番 片山 幸弘	

・欠席委員 5名

7番 下山 國男	8番 一谷 代継	9番 宮原千代子
10番 才守 久	16番 蓑田 正志	21番 田口 昭広

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局長 告畑 一彦

事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志

・議事

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

議案第45号 農用地利用集積計画の審議について

報告第25号 農地法施行規則第53条の規定による届出について

報告第26号 農地法施行規則第29条の規定による届出について

報告第27号 農地使用貸借権の合意解約の届出について

発言者	要 旨
告畑局長	皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成28年第11回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いします。
片山会長	－会長挨拶省略－ それでは、早速、議案審議に入ります。 本日の、議事録署名委員は12番：阪口修一委員、13番：立水庄一委員にお願いします。 なお、7番「下山國男」委員、8番「一谷代継」、9番「宮原委員」、10番「才守委員」、16番「蓑田正志」委員、21番「田口昭広」委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。 それでは議事に入ります。 議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請書審議」について、農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －議案説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 1番の案件を「23番の岡本委員」に説明をお願いします。
岡本委員	次長と局長と三人で現地調査を行いました。現地は清掃センターの手前から上に行ったところにあります。現在栗が植えてあります。譲渡人は高齢の為に自動車運転免許を返納されており、今後栗の手入れができないので売りたいという事でした。譲受人は親戚で建設業をされており、人手もあり今後手入れをしていきたいということです。今は売りたい土地があってもなかなか買い手が見つからないというのが現状ですが、土地を買って手入れをしていきたいということです。非常に良いことだと思います。よろしくお願いします。

片山会長	2番の案件を「1番の宮島委員」に説明をお願いします。
宮島委員	譲渡人の父が今年亡くなりまして、その弟に畑を任せるということで、田んぼだけは譲受人が通って管理されておりますので、問題ないと思います。
	地元委員からの説明が終わりました。 議案第43号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 所有権移転の部1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、所有権移転の部1番については、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。 6番、徳永委員。
徳永委員	2番の資料ですが、契約の種類が贈与になっていますが、贈与ですか。
川田次長	すみません、資料3ページの上から3行目の契約の種類ですが、贈与になっていますが、売買です。申し訳ありません。
片山会長	他に、2番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請書審議」について、農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －議案説明－ 賃借権設定の部は「農地法施行令第4条「農地転用の不許可の例外規定」の第1項の「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当であると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 所有権移転の部1番の案件を「1番の宮島委員」に説明をお願いします。
宮島委員	これも先程の議案と同じですが、ここは道路もなく歩いて15分くらいの

	所になります。周囲は国有林と民有林に囲まれておりまして、現在４０年くらいの檜がうっそうとしておりまして、問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	２番の案件を告畑局長に説明をお願いします。
告畑局長	現地は、車がやっと一台通れるほどの道なのですが、車を壁にぶつけたりしていたので、拡幅し家に入りやすくしたいということで申請が上がったものでございます。内容につきましては、もう少し広げてもいいのかなと思いましたがけれども、何ら問題はないと思います。以上でございます。
片山会長	賃借権設定の部１番の案件を「３番の竹本委員」に説明をお願いします。
竹本委員	事務局から説明があったとおりですけれども、今回の一時転用は送電線の撤去を先行して行うということで、４か月間の一時転用となります。将来的には鉄塔自体も撤去するという事でありました。問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第４４号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 所有権移転の部１番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、所有権移転の部１番については、原案のとおり決定しました。 ２番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました賃借権設定の部１番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、賃借権設定の部１番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第４５号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第４５号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －議案説明－

	以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第４５号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 議案第４５号「貸貸借権設定の部」１番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 「使用貸借権設定の部」１番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 次に報告第２５号「農地法施行規則第５３条の規定の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第２５号「農地法施行規則第５３条第１項の規定による届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。 －議案説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 １番の案件を「１２番の阪口委員」に説明をお願いします。
阪口委員	事務局の説明どおりでございます。よろしくお願いします。
片山会長	説明が終わりましたが、報告第２５号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第２５号については、これで終わります。 次に報告第２６号「農地法施行規則第２９条の規定の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第２６号「農地法施行規則第２９条第１項の規定による届出」が下記の

	とおり提出されたので報告するものです。 －議案説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 1 番の案件を「1 2 番の阪口委員」に説明をお願いします。
阪口委員	事務局の説明どおりでございますけれども、今倉庫が建っており白アリの被害で建て直しをするということでございます。よろしくお願いします。
片山会長	2 番の案件を「1 番の宮島委員」に説明をお願いします。
宮島委員	これも先程の方と一緒にございますが、宅地の側に立っております農業用倉庫でございます。昔養蚕をされていた時に建てられたものです。よろしくお願いします。
片山会長	3 番の案件を「3 番の竹本委員」に説明をお願いします。
竹本委員	事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	説明が終わりましたが、報告第 2 6 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 2 6 号については、これで終わります。 次に報告第 2 7 号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第 2 7 号「農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 －議案説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 2 7 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 2 7 号については、これで終わります。 これで、本日の議案・報告について審議は終わります。 引き続き、その他の連絡事項に入ります。 (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の新制度移行について (2) 農地利用最適化実践チームの活動報告について

